平成２８年（フ）第２４号
高知県宿毛市坂ノ下128番地２
債務者　藤田　潤一
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２７号
高知県四万十市右山元町１丁目１番26号
債務者　宮崎　智伸
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１７４号
大分市仲西町２丁目２番16号（ＧＲＡＮＧＲＯＭ仲西町701）
債務者　阿部千惠子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
宮崎県延岡市緑ケ丘５丁目４番９－201号　ハッピーピープルハウス
債務者　平岡　啓太
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７２号
富山市中市18番地　市営住宅４棟201号、前住所富山県中新川郡立山町岩峅寺136番地37
債務者　濱野　道子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４号
富山市四ツ葉町８番６－110号　ジョイナス四ツ葉町Ｂ棟
債務者　嶌川　敬則
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８３号
富山市奥田本町６番１号
債務者　菊池　洋介
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
熊本県宇城市松橋町曲野2178番地２　サンガーデン曲野台Ａ201
債務者　松本　雅巳
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１号
沖縄県那覇市曙２丁目３番21号　与那アパート210
債務者　我**那覇**生達
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８３号
青森県黒石市北美町２丁目64番地７
債務者　北山てつゑ
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７１５号
愛知県東海市荒尾町見晴41番地の18
債務者　筒井　幸洋
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１６号
愛知県東海市荒尾町見晴41番地の18
債務者　筒井　雅美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２０号
熊本市北区清水東町２番46号　ユニゾンⅡ201号
債務者　金田　久信
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７６号
群馬県渋川市渋川1693番地11
破産者　有限会社アドヴァンス
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６２号
千葉県東金市家徳628番地24
破産者　上田　博紀（旧姓越川）
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
新潟県佐渡市両津福浦１丁目８番地５
破産者　株式会社佐渡中央水産
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第２８９号
名古屋市西区香呑町３丁目28番地
破産者　株式会社スリーシー
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９０号
愛知県あま市甚目寺権現９番地
破産者　合同会社介護サポートあいち
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部